

今後の調査審議の進め方について

平成 15 年 6 月 23 日
第 3 回国土審議会決定

1. これまでの国土審議会での調査審議

平成 10 年 3 月に閣議決定された「21 世紀の国土のグランドデザイン」では、国土計画の理念の明確化、地方分権等の諸改革への対応、指針性の充実等により、21 世紀に向けた新たな要請にこたえ得る国土計画体系の確立を目指すこととされた。

これを受けて、平成 12 年 11 月には、当時の国土審議会政策部会と土地政策審議会計画部会の合同による「21 世紀の国土計画のあり方」に関する報告がとりまとめられ、全国総合開発計画及び国土利用計画全国計画を国土の利用、開発及び保全に関する一つの基本計画として統合的に示すという基本方向が提示されるとともに、今後の新たな制度の確立に当たって検討すべき課題が広範囲に指摘された。

このため、平成 13 年 3 月、新たな国土審議会に基本政策部会を設置し、平成 13 年 11 月には、中間報告が出されるとともに、平成 14 年 11 月には、「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」に関する報告としてとりまとめられ、国土の利用、開発、保全に関する総合的な計画への転換、計画の指針性の充実、国と地方の役割分担の明確化といった新たな国土計画体系の方向性が示された。

2. 調査審議事項

上記の調査審議を踏まえ、以下の項目について検討を進める。

(1) 国土の総合的点検について

国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」を踏まえ、我が国の「国土」全般の現状を明らかにし、国土の利用、開発及び保全に関する課題について検討する。

(2) 国土計画制度の改革について

国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」を踏まえ、21 世紀の国土づくりを担う国土計画体系の確立を図るため、国土の利用、開発及び保全に関する制度の改革について検討する。

3. 調査審議体制

上記の検討を行うにあたり、基本政策部会を改組し、別紙設置要綱により国土審議会に調査改革部会を置く。

調査改革部会設置要綱

平成15年6月23日
第3回国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に調査改革部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について最近の経済社会情勢の変化を踏まえつつ調査審議し、その結果を審議会に報告する。
 - 一 国土の総合的点検について
 - 二 国土計画制度の改革について

(専門委員会)

- 3 部会に、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に委員長を置き、部会長が指名する委員、特別委員又は専門委員がこれに当たる。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成15年6月23日から施行する。